

公 告

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 綾戸 常貴

次のとおり一般競争入札を行います。

1 入札に付する事項

件 名	規 格	単 位	数 量	履行期限	履行場所
ボイラー燃料タンク漏洩点検及び清掃役務	仕様書のとおり	ST	1	令和6年12月20日	陸上自衛隊勝田駐屯地

2 参 加 資 格

- (1) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C, D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者)

3 契約条項

- (1) 役務請負契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項
- (4) 契約条項を示す場所： 陸上自衛隊施設学校総務部会計課および同ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

4 説明会の日時及び場所：なし

5 入札実施日時及び場所：**令和6年9月5日(木)11時30分** 陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

6 保 証 金

- (1) 入 札 保 証 金：免 除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。)」の100分の5に相当する金額を徴収する。
- (2) 契 約 保 証 金：免 除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅 延 賠 償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 無 効 入 札

- (1) 本公告に示した資格のない者の入札
- (2) 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札金額が明瞭でない入札
- (5) FAX、電報、電話、電子メールの入札
- (6) 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

8 落 札 決 定 方 法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札金額は**消費税抜き価格**とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**10%(軽減税率対象品目については8%)**に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の**110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)**に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契 約 書 の 作 成：落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

10 そ の 他

- (1) 委任状について：入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- (2) 資格審査結果通知：入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- (3) 郵便入札について：郵便による入札は**令和6年9月4日(水)17時00分**までに下記宛先必着とする。
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時：令和6年9月9日(月)13時45分
イ 場 所：陸上自衛隊勝田駐屯地 本部庁舎1F 会計課入札室
- (4) 暴力団排除誓約事項：入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおりに誓約したものとする。
- (5) 問い合わせ・連絡先：〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274-3211(内線274) 担当 亀石
直通FAX：029-271-3130 電子メール：fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

入 札 書

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
	ボイラー燃料タンク漏洩点検及び清掃役務					
1	152号用燃料タンク (点検及び清掃)		式	1		
2	206号用燃料タンク (点検及び清掃)		式	1		
3	268号用燃料タンク埋設管(点検)		式	1		
合計(税 抜)						

金 額 : ￥ (税 抜)

履行期限 : 令和6年12月20日(金)

履行場所 : 陸上自衛隊勝田駐屯地

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官陸上自衛隊施設学校
会 計 課 長 綾 戸 常 貴 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

市場価格調査

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
	ボイラー燃料タンク漏洩点検及び清掃役務					
1	152号用燃料タンク (点検及び清掃)		式	1		
2	206号用燃料タンク (点検及び清掃)		式	1		
3	268号用燃料タンク埋設管(点検)		式	1		
合 計 (税 抜)						

提 出 期 限 : 令和6年9月3日(火) 10時00分

提 出 先 : 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班

直通FAX : 029-271-3130

電子メール : fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

住 所

会 社 名

代表者名

担 当 者

連 絡 先

陸上自衛隊施設学校仕様書			
物品番号		仕様書番号	
		37	
品名・規格	ボイラー燃料タンク等漏洩点検及び清掃 役務	承認年月日	令和6年8月1日
		作成年月日	
		変更年月日	
		作成部隊等	施設学校総務部管理課営繕班
1 適用範囲 本仕様書は、陸上自衛隊施設学校が委託するボイラー燃料タンク等漏洩点検及び清掃役務について適用する。 なお、本仕様書に記載なき事項については、関係法令に基づき実施することとする。 2 実施場所 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊勝田駐屯地 3 役務内容 本役務は、本仕様書及び図面によるほか、「危険物の規制に関する政令」、「地下貯蔵タンク等の漏れの点検に係る運用上の指針について」及びその他関係諸法令に基づき、燃料タンク及び埋設管の点検を実施するものとする。 (1) 対象物及び実施内容 ア 152号用燃料タンク（点検及び清掃） イ 206号用燃料タンク（点検及び清掃） ウ 268号用燃料タンク埋設管（点検） (2) 点検方法 微加圧法（気相部）、微減圧法（液相部）等、法令に適合した点検方法で実施するものとする。 (3) 消耗品 点検に必要な消耗品（ボルトナット、パッキン、シール材及び窒素ガス等）については、契約相手方にて負担すること。 (4) 測定結果報告書 契約相手方は点検結果が出次第、点検方法に対応した自社製報告書を作成し、速やかに監督官に提出するものとする。			
		仕様書番号	1 / 8

(5) 清掃方法

ア 残油シフト

残油（30kL分）はローリー等にオイルギヤポンプ等を使用して移送する。

イ タンク内部清掃

(ア) 残油移送後、送風機等を使用し換気を行い、有毒ガス濃度を測定し安全を確認した後進入する。

(イ) 内部付着物を本体に損傷を与えない程度に除去し、清掃後はタンク内の余計な水分等は全て除去する。

ウ 気密検査

地下式タンク本体は気密検査については直接法、加圧法又は減圧法により実施し、配管は加圧法又は減圧法にて行う。

エ その他

(ア) 開放するマンホールのマンホールパッキンは全て交換するものとする。

(イ) 仕様書番号6／8に示す非常通気口のパッキンは交換すること。

(ウ) 作業中は常に可燃性ガス、有毒ガス及び酸素濃度を測定し監視すること。

(エ) 非破壊検査報告書及び気密検査報告書は2部提出すること。

(オ) 残油移送時、マンホール周りの清掃時は、周辺の養生を必ず行うこと。

4 注意事項

(1) 点検に使用する器材は全て防爆仕様同等品以上とし、作業員が着用する衣服等は静電気が帯電しないものを着用すること。

(2) 契約相手方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、各都道府県知事が発行する産業廃棄物収集運搬許可証（写）・産業廃棄物処分業許可証（写）を監督官に提出すること。

(3) マニフェストについて

契約相手方は、汚泥処分についてマニフェスト各票を確実に提出すること。

5 その他

(1) 役務工程表

契約相手方は、工程表を役務実施前に監督官に提出し、承認を受けるものとする。工程表の変更を必要とする場合は、その都度監督官の承認を受けるものとする。

(2) 役務現場管理

- ア 作業現場の安全管理は、関係法規に従い遺漏なく行い、事故防止に万全を講じ、常に注意を怠らないようにすること。
- イ 本役務の実施に伴い、他の施設及び物品等に汚損又は損傷を与えた場合は、契約相手方の負担により直ちに現状復旧すること。
- ウ 役務で使用する電気及び水については、官側の施設を使用することは原則認めないものとする。当該施設を使用する場合は、事前に監督官と協議し、監督官の指示を受けるものとする。

(3) 役務写真

- ア 写真はカラーとし、写真帳に整理し、1部提出するものとする。
- イ 点検の写真は点検箇所毎、点検前、点検中、点検後共同一場所、同一方向から撮影すること。

(4) 関係書類の管理

関係書類、パソコン及び記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出防止に万全を期すること。

(5) 点検実施日及び時間

- ア 作業実施日及び時間は令和6年10月31日まで、原則、8時30分～16時30分の間で実施すること。但し、152号用燃料タンクは残油量管理のため、令和6年10月26日に実施すること。
- イ 作業工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議のうえ、承認を得てから作業を実施すること。

(6) 構内車両運行

- ア 構内における車両駐車場は、監督官の指示によるものとする。
- イ 構内車両運行速度は、25km/h以下とする。
- ウ 構内車両運行は、安全運転に万全を期すること。

(7) 異常箇所及び不具合箇所の処置

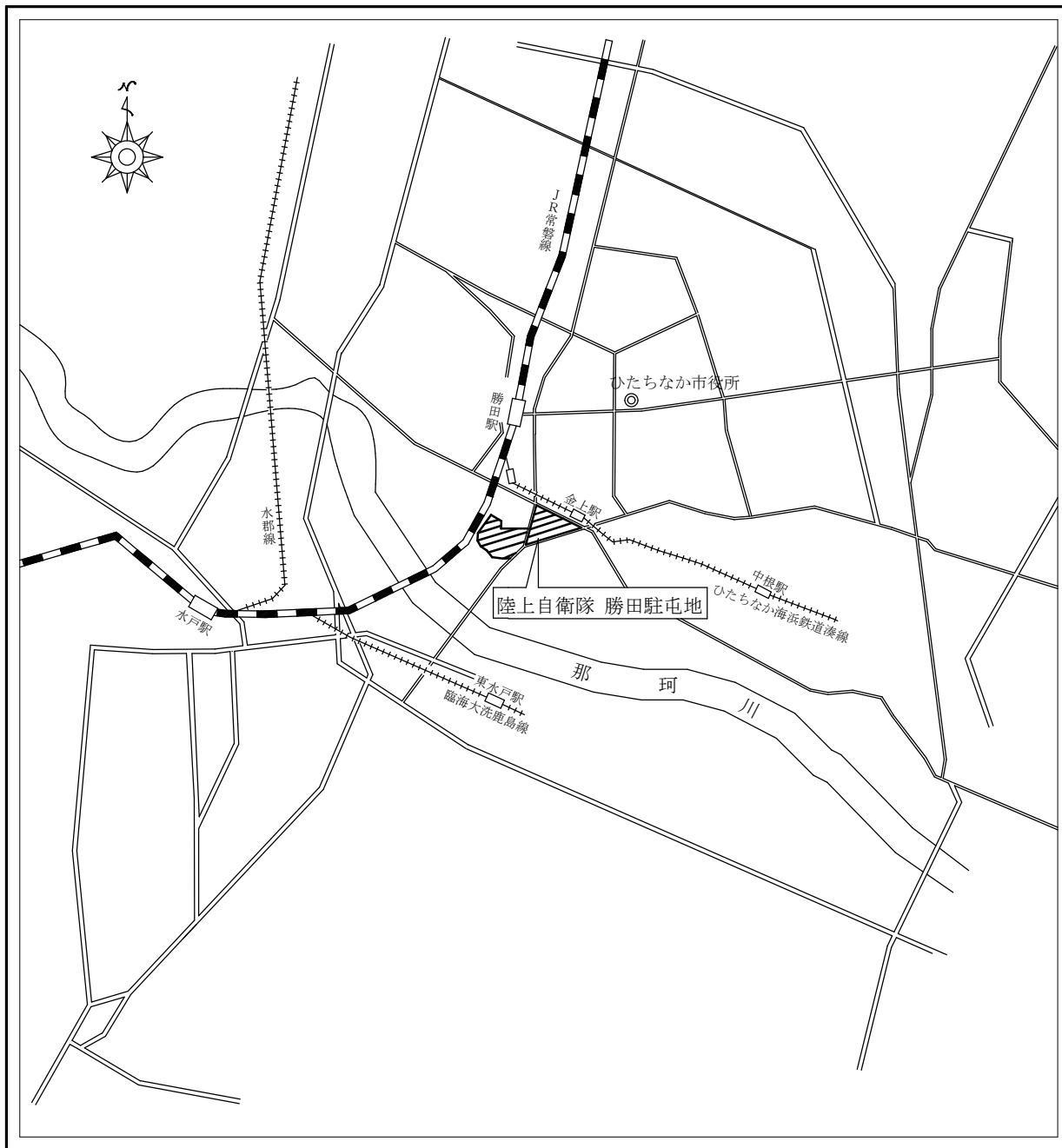
- ア 作業中に異常箇所及び不具合箇所を発見した際は、速やかに監督官へ報告し、指示を受けること。
- イ 簡易に修理可能な場合は修理を行い、不可能な場合は改善見積書を作成し、提出するものとする。

6 調整先

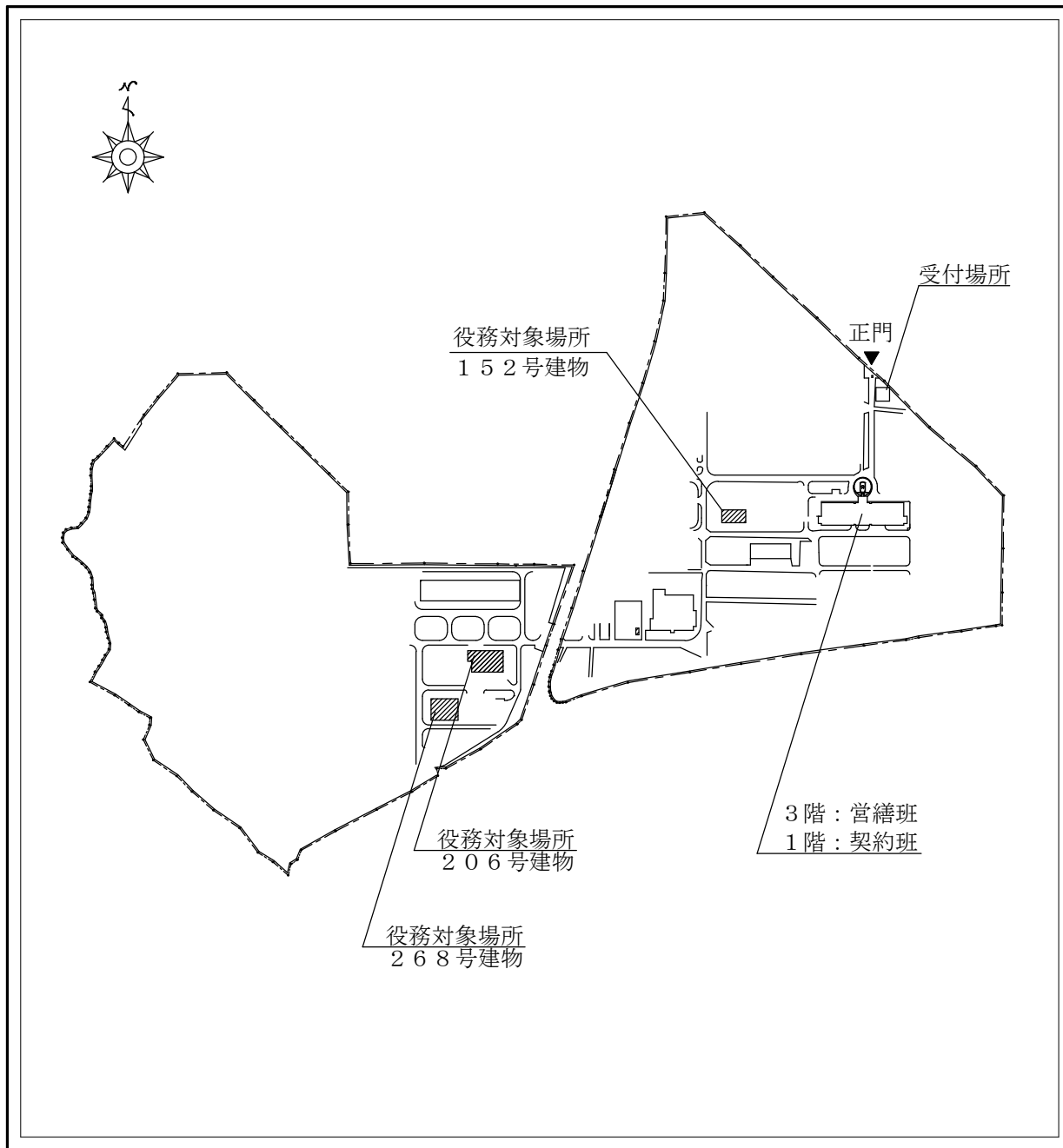
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班ボイラー係

029-274-3211（代表）内線254

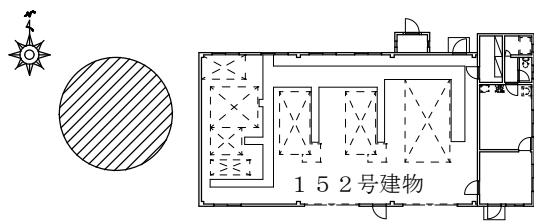
仕様書番号	3/8
-------	-----



勝田駐屯地案内図 S=1:X

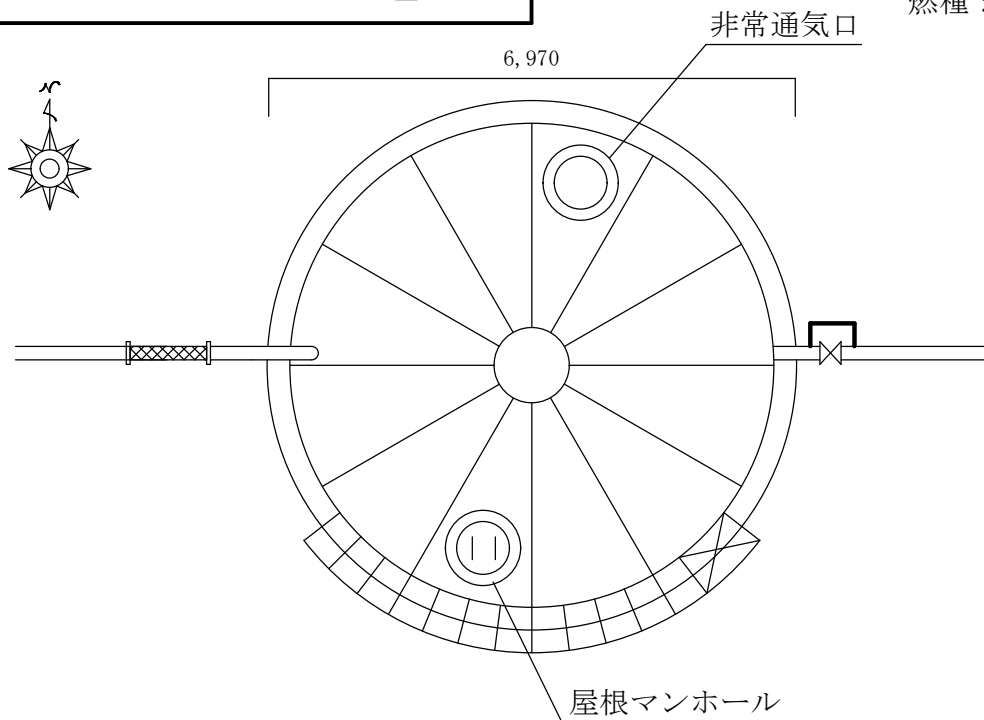


勝田駐屯地配置図 S=1:X

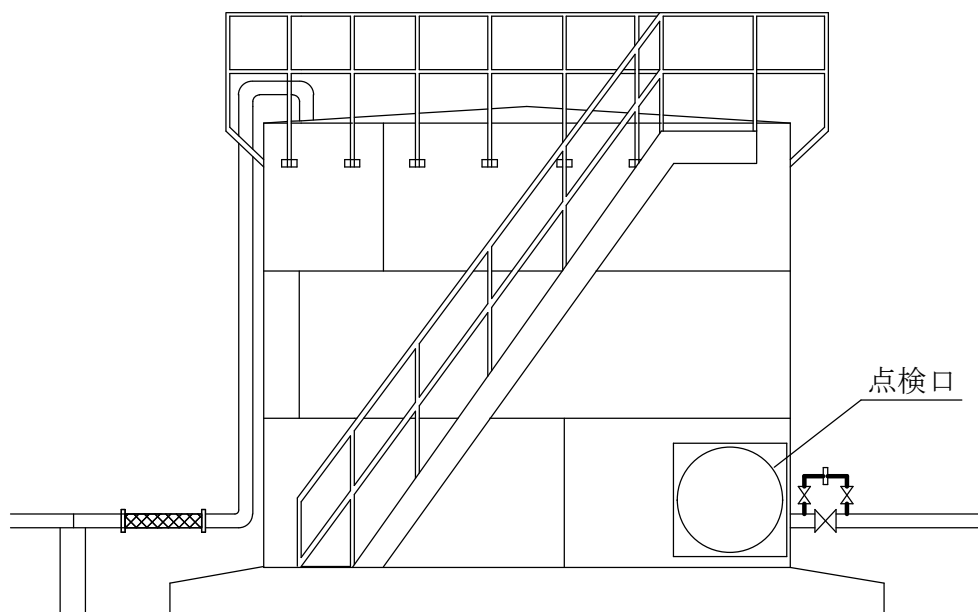


区 分	規格・寸法	単位	数量
地上燃料タンク	2 1 2 K L	基	1
推定残油量	3 0 K L	—	—

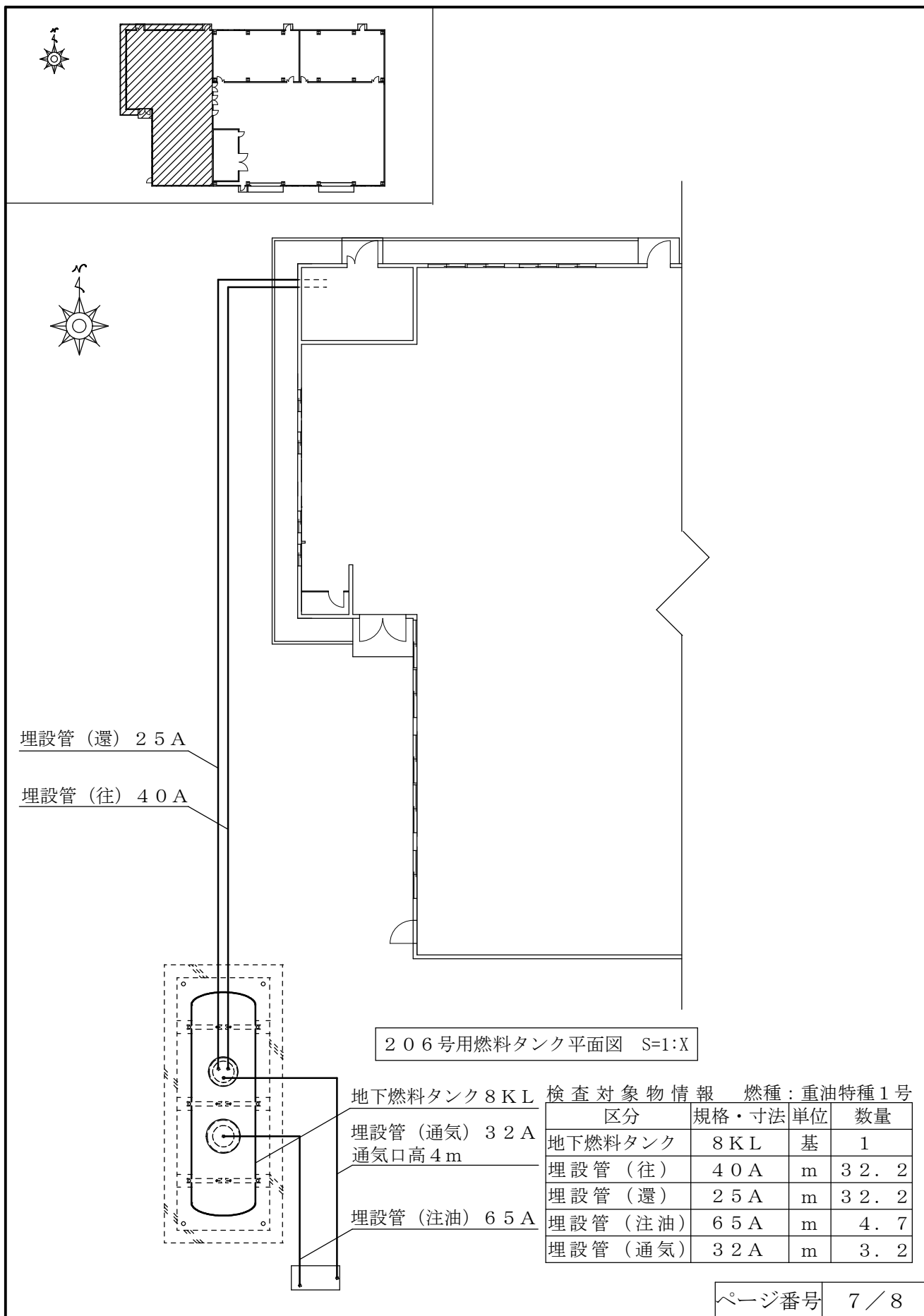
燃種：重油特種1号

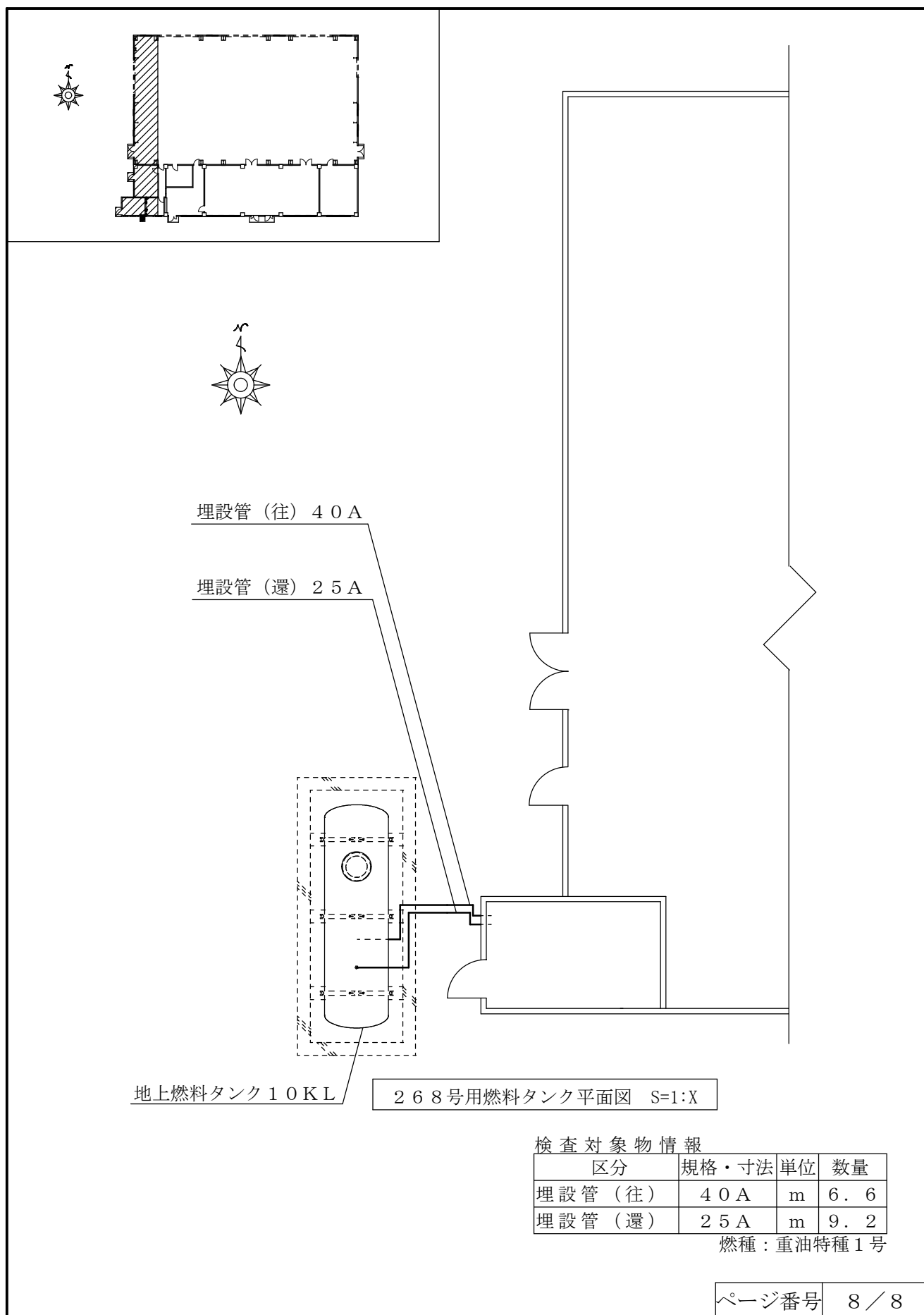


152号用燃料タンク平面図 S=1:X



152号用燃料タンク立面図 S=1:X





検査対象物情報

区分	規格・寸法	単位	数量
埋設管 (往)	40 A	m	6.6
埋設管 (還)	25 A	m	9.2

燃種：重油特種1号